



4 佐総第 1 7 6 号

令和 4 年 1 1 月 2 1 日

佐久市代表監査委員

佐々木 義明 様

佐久市長 柳田 清二



令和 3 年度決算審査に関する講評意見への措置状況について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和3年度決算審査に対する対応調書（共通事項）

	措置状況（左記について担当課の対応）
<p>関係各課</p> <p>講評要旨</p> <p>1 補助金、交付金、負担金について 市が支出している補助金、交付金、負担金の事業費の記載欄について、交付額や決算額と同じ金額を記載している課が多く見受けられた。補助金、交付金、負担金交付に当たっては、事業内容を確認しその事業費に相応しい交付額を決定するものであり、交付先からの要求や過去の実績を踏襲し漫然と支出することは不適切と思われる。また、交付金や負担金等が定額であっても事業内容や事業費総額は確認すべきと思われます。</p>	<p>指摘事項につきましては、改善に向けて全庁的に取り組んでまいります。補助金、交付金、負担金につきましては、要綱等に基づき交付しているところです。交付に当たっては、公益性・公平性・必要性・費用対効果などについて検証を行う中で、行政の責任を明確にし、引き続き必要の見直しを図ってまいります。実績報告書による書面上の確認のみならず、決算書を精査するなど、市が補助しました、交付事業の現状を把握し、実績報告書によって十分な検証を行ってまいります。補助金の外部評価や終期の設定によるサンセットさしに、令和3年度から実施している行政改革推進委員会による補助金の外部評価や終期の設定によるサンセット方式の徹底などにより、交付を漫然と継続することなく、廃止を含む見直しが図られるよう、庁内周知の徹底を行います。</p>
<p>関係各課</p> <p>2 未払金や過誤納金について 公有財産購入費や土地借上料の支出負担行為がなされた。翌年度以降に引き継がれるよう事務処理方法を統一すべきと考える。また、土地借上料において一部無償使用が了解済みであるなら、使用貸借等契約の形態を検討すべきと考えます。一方で、税金や料金においても過誤納金の未還付があり、市全体の未払金や過誤納金の件数及び金額をとりまとめ、全体像を明確にする部署を定めて総額を把握する必要があると感じました。本来支払わなければならない市民の金員であり、担当課において早急に解消すべきと考えます。</p>	<p>未払金の未処理防止対策につきましては、支出負担行為の起票の徹底を各担当課にお願いするとともに、出納整理期間に各担当課において、支払状況を確認していただくよう会計課において「細々節執行確認表」を作成し、支払漏れとなっていないものがないかなど、担当課、会計課、双方においてチェック作業を行っております。今後引き続き、確認表によるチェックを行い、未払案件等の解消に向け指導を行ってまいります。</p> <p>過誤納金の未還付防止対策につきましては、調定の起票の徹底を各担当課にお願いするとともに、出納整理期間に「決算前チェック表」を作成し、未還付や歳入欠陥となっていないものがないかどうか、担当課及び会計課においてチェックを行ってまいります。</p> <p>市全体の未払金や過誤納金の全体像を把握する部署を定めることにつきましては、まずは、各担当部署において、未払金や未還付となっている案件についての確に把握していくことが肝要と考えます。未還付の件数、金額については「未払一覧表」、また、歳入については「過誤納金未還付一覧表」など担当部署において作成し、件数、金額について詳らかにするとともに、担当者だけでなく、係内、課内で情報を共有することにより、遺漏防止や、事務処理の遅延防止が図れるものと考えます。</p>
<p>関係各課</p> <p>3 滞納対策について 全国的な広がりを見せる新型コロナウイルス感染症の影響により経済環境が悪化するなかでも、全体的な収納率が改善していることは収納対策における地道な努力が伺えます。一方で、今後、ますます財政状況が厳しくなることが予想されるところから、市税収の公平公正な確保は大変重要であるため、なお一層の滞納解消対策を推進していただきます。</p>	<p>滞納対策につきましては、「久市市未収金対策本部における対策方針」に基づき対応策を引き続き推進し、今後も次のとおり、自主財源の確保と未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>督促状や催告書、専任徴収員による訪問徴収や納税の催告を行い、自主納付を促し、現年度分の収納率向上と新規滞納者の縮減に努めるとともに、再三の催告等に応じない滞納者に対して、財産調査を実施し、差押等の滞納処分を実施します。「長野県地方税滞納整理機構」への高額、徴収困難案件の移管、「長野県東信県税事務所」との併任案件徴収等、関係機関と連携した滞納解消対策を引き続き推進します。</p>

【公営企業会計】

令和3年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
<p>浅間総合病院事業</p>	<p>1 診療費について 診療費に徴収して延滞金等は徴収していないとの説明でありましたが、公立病院の診療費は私法上の私債権であり、公法上の公債権とは異なることから、内容を精査し法令等に即した適正な処理が必要であると考えます。 また、未収金については、全国的な広がりを見せる新型コロナウイルス感染症の影響により経済環境が悪化するなかでも、全体的な収納率が改善していることは取納対策における地道な努力が同様にあります。一方で、今後、ますます経営状況が厳しくなることが予想されることから、さらなる収納率の向上に努めてください。</p>	<p>診療費につきましては、平成17年の最高裁判所において、「公立病院の診療における債権も私立病院の診療における債権と同様に私法関係である」との判決により私債権とされています。 そのため、公債権である税金などに適用されている地方自治法第231条の3第1項及び第231条の3第2項ではなく、地方自治法施行令第171条及び民法第404条、同第419条第1項の適用となるため、督促手数料・延滞金を徴収することができません。 このことから、佐久市立国保浅間総合病院料金条例に関しては、本判決に基づき、督促手数料及び延滞金について規定している第6条を削除する一部改正（案）を、12月議会に提出してまいります。 未収金対策は、病院独自の「未収金回収マニュアル」を策定し、各診療窓口と連携を図り、未収患者の情報を共有しながら迅速かつ漏れのない滞納対策を講じるよう努めてまいります。 今後、以下について重点的に取り組んでまいります。 ①未収発生後速やかに催告書を送付 ②催告書等に反応しない未収患者に対してはショートメールでの督促 ③専任の未回収担当者のフレックス勤務による20時までの電話催告及び訪問徴収</p>
<p>下水道事業</p>	<p>1 下水道使用料の収納率向上について 下水道使用料は、民間委託による徴収業務の充実等により、収納率はここ数年改善が続いています。今後は、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及等により、下水道使用料の減収が予想されます。自主財源の確保及び負担の公平性の観点から引き続き、より一層収納率向上に努めてください。</p>	<p>下水道使用料の令和3年度収納率につきましては、前年度に引き続き向上しました。今後においても、収納率向上のため、民間委託業者による訪問徴収やコンビニエンスストアにおいて納付できる催告書の定期発送、財産調査及び差押の滞納処分を送付等により引き続き取り組み、支払いに応じない使用者は財産調査や差押の実施していききます。 また、収税課や民間委託業者と滞納者情報を共有し、連携を図り、さらなる収納率向上に努めてまいります。</p>
<p>下水道事業</p>	<p>2 下水道の経営について 下水道事業は災害復旧関連工事も完了し、今後は施設整備から施設下の維持更新へと事業の中心が移行してまいります。少子高齢化に伴い下水道使用料の減収が見込まれる中、効率的な事業執行に努め、黒字決算を継続しつつ、使用料の設定の適正性を常に検証し、「佐久市下水道ストックマネジメント計画」や令和3年度に改定した「佐久市下水道事業経営戦略」に基づき、より一層の経営の健全化・効率化による市民サービスの更なる向上に努めてください。</p>	<p>下水道の経営につきましては、令和3年度に「佐久市下水道事業経営戦略」を改定し、使用料の設定の適正性の検証や長期的な経営状況を把握しました。今後においても、目標の達成状況を検証し、健全経営を維持してまいります。 また、「第2期佐久市生活排水処理施設統廃合計画」に基づき下水道施設の統廃合を進めると共に「佐久市下水道ストックマネジメント計画」に基づき施設の改築更新を行います。これらの取組により経営基盤の強化を進め、市民生活のライフラインである下水道事業の持続的で効率的な運営を確保します。</p>

令和3年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
<p>白田学園</p>	<p>1 施設利用者の生活環境整備について 令和元年度決算審査で施設の民営化検討を進め、管理との説明が、今回の経過報告では指定管理制導入やグループ運営に関する課題が浮き彫りとなり、参加できなかったが、「個別意向が浮き彫りとなり、参加できなかったが、「個別施設計画」の短期目標に基づき、事業者との意見交換を継続していくとの説明でありました。今年後市直営が継続のうえ、近年猛暑の影響を考慮すると共有スペースや事務室だけだけでなく、全入居者室への早急な空調設備設置等、利用者の生活環境整備が必要であると考えます。</p>	<p>生活環境整備につきましては、利用者の特性に応じて対応しております。日中の大半を過ごすデイルーム、作業室、食堂などの共有スペースにはすでに空調設備は整備されており、居室につきましても空調設備が整っております。なお、各居室には扇風機が設置されており、網戸も整備して夜間帯の温度調節への対応もしております。中には長時間の空調に適應できず、スペース外へ移動してしまったり、利用者の個々に適した生活環境と安全で安心な生活を過ごすことができないよう努めてまいります。</p>
<p>教育施設課</p>	<p>1 学校の修繕対応について 落雷により破損した校庭の時計の修繕と保険対応について、昨年度の定期監査で指摘した所ではあったが、対応の経過は見られるもの、代替品をつける対応については今回の指摘後であり、現在まで修繕が完了していません。その他にも漏水等早急な対応が求められる案件が見られました。適時対応など管理体制の見直しが必要であると考えます。</p>	<p>学校の修繕対応につきましては、まずは児童・生徒の安全を第一に、利便性や経済性についても考慮して実施してまいります。また、水回りや電気設備などで早急な対応が求められる事案につきましては、できる限り早く、的確な対応に努めてまいります。</p>
<p>文化振興課・近代美術館</p>	<p>1 図書等の販売品の在庫について 各施設で販売している図書等の在庫管理について、各施設任せにせず、現金と同様に総括的に管理すべき方法を考えてください。</p>	<p>【文化振興課】 これまでも図書等の販売につきましては、各施設において帳票によるチェックを行い適切な在庫管理に努めているところですが、今後は年2回（上半期と下半期）、職員が各施設に出向き、在庫数のチェック作業を行います。</p> <p>【美術館】 近代美術館は、受付にて、開催中の展覧会に関連する図録、絵葉書等の物品を販売しております。これら以外の物品は、販売のために一部を受付前に陳列し、その他の在庫を倉庫で保管し、2～3ヶ月毎の展示替えに伴って年5回程度、在庫数の確認をしております。併せて、開館日は開館前に部数を確認してまいります。種類や枚数を抑えることで、開館中の管理や毎日の枚数確認作業を確実にできるようなしてまいります。今後、年5回程度の在庫数確認後に、事務長が在庫記録帳票の確認を行います。</p>